

第1期大阪府アルコール健康障がい対策推進計画における取組施策（令和5年度）

参考資料1

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
1	21	第4章	(1)アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供	アルコールの治療を専門的に行う医療機関の情報を集約し、地域の相談拠点とあわせて、府民に対して府のホームページにおいて情報を提供する。	アルコール依存症の専門的治療の情報の集約・情報提供	アルコール依存症の専門的治療が可能な医療機関や相談拠点の情報を集約し、ホームページで情報提供する	【健康医療部（地域保健課）】 地域保健課のホームページ及びおおさか依存症ポータルサイトにおいて、専門医療機関や相談拠点機関の情報を提供。
2	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	小・中・高等学校学習要領に則り、アルコール等が心身に及ぼす影響等、正しい知識の普及に取り組む。	「保健」の授業や特別活動、総合的な学習の時間等における指導	小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等において、飲酒による健康影響等について指導	【教育庁（保健体育課）】 小・中・高等学校における「保健」の授業や特別活動等において、飲酒による健康影響等について指導。
3	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	アルコール関連問題啓発週間において、小・中・高等学校に対してポスター等を活用し飲酒について啓発する。	「アルコール関連問題啓発週間ポスター」の発送	関係課の依頼により、啓発資材を府内学校等へ送付	【教育庁（保健体育課）】 「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」を府立学校(216枚)・市町村教育委員会(82枚)・市町村立学校(中・高)(288枚)へ送付。
4	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	大学・専門学校の新生を対象に、20歳未満の者の飲酒防止や、飲酒のリスク、一気飲みの禁止などについての周知を行う。	20歳未満の者の飲酒に関する啓発	大学・専門学校の新生を対象に飲酒・一気飲みのリスク等の啓発資材の提供、学校の広報活動に協力する	【健康医療部（こころの健康総合センター）】 ・一気飲みの注意を促すパネルをはじめ、若者向けに飲酒の心身への影響を伝える啓発資材の内容を更新し、継続してホームページに掲載。  【副首都推進局（公立大学法人担当課）】 (大阪公立大学) ・本学ホームページに掲載している「学生生活ガイドブック2023」及び新生向けの「学生生活オリエンテーション」動画で、満20歳に満たない者は法律により飲酒は禁止されていることや飲酒事故等に関する注意喚起を行っている。  (高専) ・全学生に配布する学生便覧において、「学生生活の注意事項」として飲酒に対する注意喚起を行っている。 ・長期休暇に入る前に、ミニ学校だよりを配布し注意喚起を実施している。
5	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資材を作成し、教育庁を通じて周知を図り、20歳未満の者の飲酒に伴うリスクについて保護者に向けて啓発する。	20歳未満の者の飲酒のリスクについての保護者への啓発	20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを啓発する資材の提供、「保健だより」などででの情報提供に協力する	【健康医療部（こころの健康総合センター）】 ・保護者向けリーフレットを継続してホームページに掲載。 ・20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを啓発するパネルの内容を更新し、継続してホームページに掲載。
6	23	第4章	(2)広報・啓発の推進 ①学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	保護者向けの啓発資材を作成し、教育庁を通じて周知を図り、20歳未満の者の飲酒に伴うリスクについて保護者に向けて啓発する。	「保護者向けの啓発資材」の発送	関係課の依頼により、啓発資材を府内学校等へ送付	【健康医療部（こころの健康総合センター）】 飲酒防止教育を実施する学校から希望があれば、継続して学校を通じて保護者へリーフレットを配布。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
7	23	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ① 学校教育の推進 (青少年に対する啓発)	飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。	指定自動車教習所に対する総合検査時の学科教習立会を継続実施する	指定自動車教習所に対する指導監督を通して飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底し周知させる	【大阪府警察本部(交通部運転免許課)】 指定自動車教習所に対する総合検査を通じて、飲酒運転防止に係るカリキュラムの履行の徹底を周知させた。 令和5年中 総合検査:38件 随時検査:28件
8	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	アルコール関連問題啓発週間を中心に、府民に対して飲酒のリスクを下げるための啓発や不適切な飲酒の防止を図る。	アルコール関連問題啓発週間(11/10~11/16)の際の広報啓発	アルコール関連問題啓発週間において、市町村等と協力し、府民に対するアルコール関連問題について啓発を行う	【健康医療部(地域保健課)】 ・市町村に対して、厚労省が作成したアルコール関連問題啓発週間ポスターの掲示や市町村広報誌でのアルコール関連問題啓発週間の啓発を依頼。 ・府庁内でのパネルの展示。 ・府政だより・府SNSでの啓発。  【健康医療部(保健所)】 ・ロビーなどを活用して、ポスター掲示やパネル展示、リーフレットの配架等を実施 府・中核市保健所 16か所  【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・アルコール健康障がいに関する啓発パネルの更新およびアルコール関連問題啓発週間に関するサイネージ画像を作成し、市町村等へ活用を依頼。 ・アルコール関連問題啓発週間に関する啓発ポスターを警察本部に配布依頼。 ・ロビーにアルコール関連問題啓発週間に関するパネルやポスターを掲示し、ロビーに啓発ブースを設置し、アルコール関連問題に関するリーフレットやチラシを配架。 ・大阪府民のための健康アプリ「アスマイル」に、啓発コラムを掲載。
9	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	市町村の健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいを取り上げて、飲酒に伴うリスクについて、正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。	市町村・保健所等における啓発	市町村健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいについて正しい知識の普及を行う	【健康医療部(保健所)】 市町村健康まつり等イベントの機会を活用して、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及。 府・中核市保健所 6か所 計10回 内) 自助G連携 2件
10	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	市町村や保健所等のロビーなどを活用し、アルコール健康障がいについてのパネル展示やリーフレットの配架を行う。	各保健所における啓発	保健所等のロビー等を活用した啓発	【健康医療部(保健所)】(再掲) ロビーなどを活用して、ポスター掲示やパネル展示、リーフレットの配架等を実施 府・中核市保健所 16か所
11	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。	府民への啓発	市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る	【健康医療部(保健所)】 講演会、若年層への啓発等の実施。 府・中核市保健所 8か所 計18回 内) 自助G連携 4団体 計6回
12	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	不適切な飲酒、過度な飲酒などの生活習慣が循環器疾患等に及ぼす影響、依存症などに関する情報をホームページ等により、広く周知を図る。	普及啓発に関するホームページ等の作成	ホームページ等により適正飲酒について情報提供を行う	【健康医療部(健康づくり課)】 ・「第3次健康増進計画(H30.3策定)」に基づき、生活習慣病の発症予防及び早期発見・重傷化予防の観点から様々な取組みを推進。 ・府民に取り組んでいただきたい10の健康づくり活動「健活10<ケンカツ テン>」の項目1つに「飲酒」を位置づけており、「健活10」<ケンカツ テン>のキャッチコピーのもと、ポータルサイト、チラシ、動画等で啓発を実施。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
13	24	第4章	(2) 広報・啓発の推進 ② 府民への啓発の推進	職場の健康管理業務担当者に対して、研修会等の機会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。	企業の健康管理業務担当者の研修会への協力	企業の健康管理業務担当者の研修会へ協力し、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 大阪産業保健総合支援センター・一般産業保健研修の開催 1回開催 27名参加 講義「アルコール健康障がいと依存症」
14	25	第4章	(3) 特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	妊産婦こころの相談センター	大阪母子医療センターに委託している妊産婦を対象としたこころの電話相談の実施	【健康医療部(地域保健課)】 妊産婦こころの相談センター 電話相談: 481件 医師相談: 45件
15	25	第4章	(3) 特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発	酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーンを通じて、20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発を行う	【福祉部(子ども家庭局)】 酒類販売業者、警察等と連携した広報啓発キャンペーン(街頭活動)を通じ、広く府民に対し20歳未満の者の飲酒防止に関する意識の高揚を図った。
16	25	第4章	(3) 特に配慮を要する者 (20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発	20歳未満の者の飲酒防止に関する広報啓発及び飲酒防止に関する教育を行う	【健康医療部(保健所)】 大学等でのリーフレットの配布、アルコール依存症に関する当事者体験談・講義等を実施。 府・中核市保健所 5か所 計12件 内) 自助G連携 2団体 計4回  【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・飲酒防止教室実施者用テキスト改訂版及び令和元年度に作成した飲酒防止教室実施者用テキストの副教本「子どもとアルコール問題に関するQ&A集」を、小・中・高校の教員向けに引き続き周知するとともに、おおさか依存症ポータルサイトの教員向けページに掲載。 ・飲酒防止教育普及研修 1回開催・計16名参加 講義「20歳未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 依存症の本人の体験談 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」 ・大阪府医師会にご協力いただき、医師会が主催する学校保健講習会において、学校医や養護教諭を対象とした研修において、飲酒防止教室実施者用テキスト等を周知。 ・対象別(20歳未満の者)のパネルの内容を更新し、ホームページに引き続き掲載。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
17	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	女性や高齢者のアルコール依存症者が増加しているとの臨床報告があることから、正しい知識の普及や啓発等により、不適切な飲酒の防止を図る。	女性や高齢者向けに、不適切な飲酒防止の啓発を行う	ホームページやアルコール関連問題週間において、女性や高齢者向けに、不適切な飲酒防止の啓発を行う	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・対象別(女性・高齢者)のパネルの内容を更新し、継続してホームページに掲載。 ・介護支援専門員等の高齢の方と接する機会の多い支援者に対して、「高齢者のお酒の問題あきらめていませんか？」のリーフレットを配布。
18	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る。	風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、20歳未満の者への酒類提供の禁止について周知を図る	風俗営業管理者に対する管理者講習の実施	【大阪府警察本部(生活安全部保安課)】 令和5年中の、風俗営業管理者講習(実施回数21回)において、20歳未満の者への酒類提供禁止について周知を図った。
19	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。	風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う	営業所での20歳未満の者への酒類の提供があった場合、立入り、取締り、行政処分等を実施	【大阪府警察本部(生活安全部保安課)】 令和5年中の20歳未満の者の飲酒提供営業者の検挙件数:3件
20	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者の酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。	酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りを行う	継続的な指導・取締りの推進	【大阪府警察本部(生活安全部少年課)】 令和5年中 20歳未満飲酒禁止法違反の検挙件数・検挙人員:12件・13人
21	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。	飲酒する20歳未満の者を発見したときは、当該20歳未満の者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す	街頭補導活動等を通じた飲酒する20歳未満の者の発見活動の推進	【大阪府警察本部(生活安全部少年課)】 令和5年中 飲酒で補導された20歳未満の人員:261人
22	25	第4章	(3)特に配慮を要する者(20歳未満の者・妊産婦・若い世代・高齢者)への対策	家庭内暴力などの相談のうち、20歳未満の者の飲酒及び不適切な飲酒を原因とする場合は、様々な生活上の問題への対策の推進を図る。	相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う	相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行う	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
23	25	第4章	(4)健康診断及び保健指導	健康診断に関わる職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、アルコール使用障がいスクリーニング、プリーフインターベンションについての研修会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。	減酒指導についての研修会の実施	簡易介入マニュアルを作成し、職場の健康管理業務担当者や一般科医・精神科医を対象とした研修により、減酒指導を普及する	【健康医療部(地域保健課)】 医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラムをWEB開催 共催:大塚製薬、大阪府 回数:70分×2回開催 受講者数:54名

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
24	26	第4章	(4)健康診断及び保健指導	保健指導に関わる市町村の保健師に対して、アルコール健康障がい、アルコール使用障がいスクリーニング、フリーフィンダーベンションを学ぶ研修会やアルコール専門医療機関や相談機関、自助グループ等についての情報提供を行う。	市町村保健師等へのアルコール健康障がいに関する知識の普及、専門医療機関等の情報提供	こころの健康総合センターでのアルコール依存症に関する研修会や会議等を通じて情報提供	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・依存症相談対応・基礎研修(A-1) 3回開催・計314名参加 講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 依存症の本人・家族の体験談 ・飲酒防止教育普及研修(再掲) 1回開催・16名参加 講義「20歳未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 依存症の本人の体験談 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」
25	26	第4章	(4)健康診断及び保健指導	身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進のため、簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修会等の機会を通じて周知し、活用を図ることで、関係機関の連携体制(SBIRTS)の構築を図る。	身体科・精神科医とアルコール専門医の連携強化	身体科・精神科医、アルコール専門医の連携を強化するための簡易介入マニュアルを周知	【健康医療部(地域保健課)】(再掲) 医師を対象としたアルコール関連問題啓発フォーラムをWEB開催 共催:大塚製薬、大阪府 回数:70分×2回開催 受講者数:54名
26	26・27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱に基づき「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、アルコール依存症をはじめとする依存症対策に取り組む拠点機関とする。	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定し、アルコール依存症に関する医療を推進	【健康医療部(地域保健課)】 ・依存症専門医療機関を15か所選定(政令市を含む)。そのうち1か所(大阪精神医療センター)を依存症治療拠点機関に選定。 ・府ホームページ(医療計画)に都道府県連携拠点機関・地域連携拠点を公表。
27	27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援を推進する。	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援の実施	保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援の実施	【健康医療部(保健所)】 府・中核市保健所 相談件数:618人 【健康医療部(こころの健康総合センター)】 相談実数:157件 相談延数:438件 ※令和2年5月より、第2・第4土曜日に依存症専門相談を実施

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
28	27	第4章	(5)アルコール医療の推進と連携強化	アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、府のホームページで情報提供するなどして、相談機関や一般の医療機関との連携促進を図る。	アルコール依存症専門医療機関の情報収集、提供	診療機関調査のアルコール専門治療を行う精神科医療機関の情報をホームページに掲載・発信する	【健康医療部（地域保健課・こころの健康総合センター）】 アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、府のホームページやおおさか依存症ポータルサイトで情報提供するなどして、相談機関や一般の医療機関との連携促進を図った。
29	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	飲酒運転の違反歴を有するドライバーを、再度飲酒運転で検挙等し、アルコール依存症が疑われた場合は、専門医療機関の受診を勧奨する。さらに希望がある場合は、保健所に情報提供し、保健所等での相談を実施する。	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、治療を促し、飲酒運転の再犯を防止する取組	飲酒運転を行った者で、アルコール依存症の疑いがあるものに対し、専門医療機関での受診勧奨、保健所等の利用勧奨を行い、アルコール依存症の治療を促す	【大阪府警察本部（交通部交通総務課）】 令和5年中 受診・相談勧奨件数：6件 専門医療機関等の情報提供数：4件 受診確認件数：1件
30	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	飲酒運転対策等において、大阪府警、大阪府、大阪市、堺市で状況報告や課題の共有を行う。	飲酒運転対策等連絡会議の開催	飲酒運転対策等連絡会議にて、大阪府における状況や課題を共有する	【健康医療部（地域保健課・こころの健康総合センター）、大阪府警察本部（交通部交通総務課）】 ※大阪市・堺市も参加 飲酒運転対策等連絡会議を開催（1回）。 府警における飲酒運転防止施策の結果（専門医療機関受診勧奨件数等）や大阪府・大阪市・堺市の飲酒運転対策等への取組み状況等について、報告を行った。
31	28	第4章	(6)飲酒運転対策等	大阪府交通対策協議会において、飲酒運転根絶に向けた地域、職域等との積極的な連携による公民一体となった広報啓発活動を推進する。	各季での交通安全運動において、飲酒運転根絶に向けた広報啓発活動を実施	ポスター掲示などで広報啓発を実施	【都市整備部（交通計画課）】 7月「夏の交通事故防止運動」、9月21日～30日「秋の全国交通安全運動」、12月「年末の交通事故防止運動」の重点の一つに「飲酒運転の根絶」を設定し、7月、9月、12月に広報啓発イベントを実施。 また、「飲酒運転根絶ポスター」を作成し、年間を通じたポスター掲示等による広報啓発を実施。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
32	28	第4章	(6) 飲酒運転対策等	飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けにいっきかけとなるような更なる取組みを行う。	AUDIT等により自らの飲酒行動を認識させると共に、改善を促す。ディスカッション等で飲酒運転の危険性、悪質性の理解を深め、問題意識を持たせる。アルコール依存症の疑いがある者が相談や治療を受けに行きかけとなる各機関のリストの掲示、配布を行う	飲酒取消処分者講習において、通常の講習内容に加えて、「呼気検査」「AUDIT」「飲酒日記」「ディスカッション」を実施	【大阪府警察本部（交通部運転免許課）】 自らの飲酒行動を認識させた上、飲酒運転の危険性、悪質性についての理解を深めるため、取消処分者講習において、映像教養、ディスカッション等による効果的な講習を実施するとともに、停止処分者講習（長期）においても、運転シミュレーター、飲酒ゴーグル等を用いた講習を実施した。また、アルコール依存症の疑いのある者が、相談や治療を受けにいっきかけとなるよう各関係機関のリストの掲示及び配布を実施した。  令和5年中 飲酒取消処分者講習実施状況：149回 571名 飲酒停止処分者講習実施状況：60回 78名
33	29	第4章	(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実	大阪府こころ健康総合センターにて、本人や家族等に対して依存症専門相談を実施する。	依存症専門相談におけるアルコール依存症相談への実施	依存症専門相談を実施し、相談機能の充実を図る	【健康医療部（こころの健康総合センター）】（再掲） 相談実数：157件 相談延数：438件 ※令和2年5月より、第2・第4土曜日に依存症専門相談を実施
34	29	第4章	(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実	保健所等において本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問を実施する。	保健所において本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施	アルコール依存症またはその疑いの本人・家族・関係者に対して、精神保健福祉相談員・保健師・精神科嘱託医による面接・訪問相談	【健康医療部（保健所）】（再掲） 府・中核市保健所 相談件数：618人
35	29	第4章	(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実	保健所等において本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問を実施する。	大阪依存症ほっとライン	夜間や土・日曜日にSNS相談を実施する	【健康医療部（地域保健課）】 おおさか依存症ほっとライン相談件数 相談件数：1,415件 内）アルコールに関する相談：222件
36	29	第4章	(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実	医療・保健・福祉等関係機関による依存症関連機関連携会議や事例検討会の開催などにより、相談支援における対応力の向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化をめざす。	依存症関連機関連携会議の開催 依存症事例検討会の開催	依存症関連機関連携会議、依存症事例検討会を開催し、関係機関における相談支援の対応力向上を図り、相談者が適切な支援につながるよう連携強化を進める	【健康医療部（保健所）】 ・連携会議 府・中核市保健所 7か所 計16回 ・事例検討会 府・中核市保健所 8か所 計8回  【健康医療部（こころの健康総合センター）】 ・依存症関連機関連携会議の開催（2回） ① 令和5年6月 ② 令和6年3月 ・アルコール健康障がい対策部会（1回） ① 令和5年10月
37	29	第4章	(7) 相談支援の充実 ① 相談機能の充実	地域でアルコールに関連した問題や相談に応じる機会が多い民生委員や保護司等に対し、依存症に関する研修を実施し、本人・家族への適切な支援につなげる。	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修の実施	保健所や市町村等において、民生委員や保護司等に対して依存症に関する研修の実施	【健康医療部（こころの健康総合センター）】 民生委員や保護司・青少年指導員等の連絡会や研修会等において、依存症に関する正しい知識の普及や相談窓口について情報提供。 ・大阪府民生委員協議会会長連絡会（5/9・9/5） ・茨木地区保護司会研修会（10/16） ・箕面地区保護司会研修会（10/17） ・若者・地域支援者向け依存症予防啓発研修（12/9） ・若者・地域支援者向け依存症予防啓発研修（3/1～3/22・オンデマンド配信） ・青少年指導者合同研修会（3/2） ・覚醒剤等薬物乱用者対策保護司特別研修会（2/29）

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
38	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	労働相談及びメンタルヘルス専門相談	労働環境課において実施している労働者及び使用者を対象とした労働相談及びメンタルヘルス専門相談	【商工労働部(労働環境課)】 ・令和5年度の労働相談実績(令和5年4月～令和6年3月):15,476件 うちアルコールに関する相談件数:7件 ・令和5年度のメンタルヘルス専門相談実績(令和5年4月～令和6年3月):35件 うちアルコールに関する相談件数:0件
39	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	女性の抱える問題に関する相談事業	女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、法律相談を実施する	【府民文化部(男女参画・府民協働課)】 令和5年度の相談実績(令和5年4月～令和6年3月) 面接相談:1,216件、電話相談:2,373件、SNS相談:197件、法律相談:42件 うちアルコールに関連した件数:3件(把握している範囲)
40	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談を実施する	【府民文化部(男女参画・府民協働課)】 令和5年度の相談実績(令和5年4月～令和6年3月) 電話相談:252件 うちアルコールに関連した件数:0件(把握している範囲)
41	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	生活困窮者自立支援機関における相談対応	生活困窮者への就労や家計改善、債務等についての相談に対応	【福祉部(地域福祉課)】 市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、依存症の方への支援や保健所等の相談窓口等について周知した。
42	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	子ども家庭センターにおける相談対応	18歳未満の子どもに関するさまざまな相談やおおむね25歳までの青少年についての相談、配偶者からの暴力に関する相談等に対応	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。
43	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。	女性相談センターにおける相談対応	配偶者・恋人からの暴力、ストーカ被害、女性からの相談(夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など)等に対応	【福祉部(子ども家庭局)】 相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
44	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	暴力・虐待、自殺未遂や経済・労働問題等の飲酒に直接関連しない様々な相談業務においても、背景に飲酒に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供に努める。保健所等は、必要な機関と連携して支援を行う。	保健所において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施	保健所において、本人や家族等に対して精神保健福祉相談や訪問の実施	【健康医療部（保健所）】 府保健所（政令・中核市除く） 精神保健福祉相談・訪問実数 相談実数：2,880件 訪問実数：808件
45	29	第4章	(7)相談支援の充実 ①相談機能の充実	大阪府保健所、政令市、中核市において、地域のアルコール健康障がい対策関連機関の連携体制の構築を図る。	精神保健医療ネットワーク会議の開催	府保健所で実施する関係機関ネットワーク会議において、アルコール問題に関する連携体制を構築する	【健康医療部（保健所）】（開催） 連携会議 府・中核市保健所 7か所 計16回
46	29	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関（産業保健関係機関・高齢福祉・生活福祉・障がい福祉等）、自助グループとの連携体制（SBIRTSを含む）を構築する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する	【健康医療部（保健所）】 ・連携会議 府・中核市保健所 7か所 計16回 ・事例検討会 府・中核市保健所 8か所 計8回
47	29	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺未遂事案の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれる場合、自殺未遂者相談支援事業（保健所と警察の連携）などを活用して、必要な相談支援を実施する。	自殺未遂者相談支援事業	保健所と警察の連携で実施している自殺未遂者相談支援事業において、アルコールが原因の自殺未遂事案について、必要な支援を実施する	【健康医療部（保健所）】 府・中核市保健所 相談実数（連絡票受理件数）：734人 内）アルコール関連：38人
48	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	児童虐待や養育困難家庭の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれていると考えられる場合、関係機関が連携を図り、適切な支援や介入を行う。	アルコールを含めたこころの相談の実施及び、関係機関との連携を図る	保健所等において、こころの相談や必要に応じて、市町村や福祉部門等の関係機関と連携を図り支援を実施する	【福祉部（地域福祉課）】 ・市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、依存症の方への支援や保健所等の相談窓口等について周知した。  【福祉部（子ども家庭局）】 ・相談の背景に飲酒に関連した問題があった場合又は疑われた場合に、状況に応じて、保健所等の相談窓口等への誘導や情報提供を行った。  【健康医療部（保健所）】 ・アルコールを含めたこころの健康相談を実施するとともに、必要に応じて、関係機関と連携を図りながら支援を行った。
49	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるよう、関係機関との連携を図る。	「すこやか教育相談24」「すこやか教育相談」等、教育相談窓口の周知	長期休業前等に府立学校各校に通知	【教育庁（高等学校課）】 7月、12月、2月にそれぞれ府立学校各校に通知し、周知した。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
50	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるよう、関係機関との連携を図る。	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートぼちぼちダイヤル」の周知と、関係機関との連携を図る	こころの健康総合センターで実施している「わかものハートぼちぼちダイヤル」の周知と、関係機関との連携を図る	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・若年層支援者向けの自殺対策研修会や教育センターの研修会、自死遺児相談従事者研修会などで「わかぼちダイヤル」のリーフレットを配布し、引き続き周知を行った。 ・「20歳未満の人の飲酒はなぜダメなの？」のリーフレットの中に、家庭内に問題を抱えている子どもに向けたメッセージを掲載。教職員に対して、飲酒防止教育普及研修等で、引き続きリーフレットの活用について周知を行った。
51	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺対策強化月間等に行う啓発活動においてリーフレット等を活用してアルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることについて、普及啓発を行う。	自殺対策強化月間等におけるアルコール依存症の普及啓発	アルコール依存症について、自殺対策強化月間等に行うキャンペーンを活用し普及啓発を図る	【健康医療部(保健所)】 自殺予防週間や月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示やリーフレットの配架を実施 府保健所 2か所  【健康医療部(こころの健康総合センター)】 自殺予防週間や自殺対策強化月間において、ロビーなどを活用して、アルコール依存症に関するパネル掲示。
52	30	第4章	(7)相談支援の充実 ②連携体制の充実	自殺予防対策の研修(ゲートキーパー研修等)において、アルコール関連問題についても知識の普及を図る。	府民向けゲートキーパー研修におけるアルコール依存症の普及啓発	保健所、市町村等が実施する府民向けゲートキーパー研修において、アルコールと自殺の関係性について普及啓発するよう働きかける	【健康医療部(保健所)】 府ゲートキーパー養成講座 市町村が実施 参加者:1,020名  【健康医療部(こころの健康総合センター)】 府ゲートキーパー養成講座 こころの健康総合センターが実施 参加者:172名
53	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が断酒を継続することにより、回復する病気であること等を、公民協働により、社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症のリカバリー支援の推進	アルコール依存症のリカバリーの支援推進を進める自助グループ等の活動をホームページ等に掲載し、リカバリー支援の啓発を図る	【健康医療部(保健所)】 ・自助Gと連携した啓発週間における啓発 府・中核市保健所 3か所 ・自助Gと連携した講演会、若年層への啓発等の実施 府・中核市保健所 3か所 計5件  【健康医療部(こころの健康総合センター)】 ・おおさか依存症ポータルサイトに自助グループの情報を掲載。 ・11月のアルコール関連問題啓発週間において、ロビーにアルコール関連問題啓発週間に関するパネルやポスターを掲示。また、啓発ブースを設置し、自助グループやアルコール関連問題に関するリーフレットやチラシを配架。 ・OAC加盟機関・団体のアルコール関連問題啓発週間の取組みについて取りまとめ、ホームページに掲載。 ・OAC交流イベントを開催し、ロビーにおいて、参加する自助グループ及び民間団体等のリーフレット等を配架。 ・関係機関職員向け研修において、当事者および家族の体験談発表を依頼し、参加する自助グループ及び民間団体等のリーフレットを配布。 ・自助グループ・民間団体等と連携し、依存症の自助グループや民間団体等への見学会を7機関計14回開催し、延べ86名が見学。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
54	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	大阪府こころの健康総合センターにおけるアルコールを含めた依存症専門相談により回復支援を行う。	アルコールを含めた依存症相談の実施	アルコール依存症を含む依存症相談により回復を支援する	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 依存症別相談者数 ・アルコール依存症 実数 157件、延数 438件 ・薬物依存症 実数 151件、延数 314件 ・ギャンブル等依存症 実数 295件、延数 738件 ・その他 実数 184件、延数 323件
55	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ①啓発及び相談の充実	保健所等において自助グループと連携し、再発予防に向けて精神保健福祉相談や訪問を実施する。	再発予防に向けて、自助グループと連携して相談を実施する	再発予防に向けて、自助グループの紹介など自助グループとの連携により相談を実施する	【健康医療部(保健所)】(再掲) 府・中核市保健所 相談件数:618人 内)自助グループ紹介件数:177人
56	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	働く意欲がありながら、様々な阻害要因で就職困難な方に対し、就労定着支援を実施する。	OSAKAしごとフィールド	様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援	【商工労働部(就業促進課)】 様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等で就職を支援 (アルコール健康障がいに関する件数のみを抽出することは困難)
57	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者の休職からの復職、継続就労について、偏見なく行われるようアルコール依存症に対する理解を促す。	アルコール依存症者の復職・継続就労に対する啓発活動	アルコール依存症当事者の休職からの復職、継続就労を進めるため、ホームページを活用し、アルコール依存症に対する理解促進を図る	【健康医療部(こころの健康総合センター)】 大阪産業保健総合支援センター・一般産業保健研修の開催 1回開催 27名参加 講義「アルコール健康障がいと依存症」
58	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援機関等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	地域における連携体制の構築	保健所において連携のための会議や事例検討会等を実施し、顔の見える連携体制を構築する	【健康医療部(保健所)】 ※下記の内、就労支援に関する者の件数は不明 連携会議・事例検討会を開催(再掲) ・連携会議 府・中核市保健所 7か所 計16回 ・事例検討会 府・中核市保健所 8か所 計8回
59	31	第4章	(8)社会復帰の支援 ②就労支援	アルコール依存症の当事者が、就労に対する支援を希望する場合、本人の望む支援が受けられるよう、市町村や保健所等、医療機関、自助グループ、相談支援事業所、就労支援機関等が連携し、円滑な社会復帰を促進する。	生活困窮者自立支援機関における相談対応	生活困窮者への就労や家計改善、債務等についての相談に対応	【福祉部(地域福祉課)】 市町村担当課を通じて自立相談支援機関に対し、依存症の方への支援や保健所等の相談窓口等について周知した。

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
60	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	アルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動に対して市町村とも連携し支援を行う。	自助グループ・関連団体を対象にした人材育成及び啓発活動支援	関係機関等職員を対象に実施する研修会に、アルコール依存症の回復支援を行う自助グループ、関連団体に参加を呼びかけ、人材育成を図り、活動の広報に協力するなど、活動支援を行う	<p>【健康医療部（保健所）】 自助Gと連携した関係機関等職員や地域支援者対象の研修会を開催 府・中核市保健所 3か所 計3回</p> <p>【健康医療部（こころの健康総合センター）】 ・依存症相談対応・基礎研修（A-1）（再掲） 3回開催・計314名参加 講義「依存症の基礎知識・相談の受け方」 依存症の本人・家族の体験談 ・飲酒防止教育普及研修（再掲） 1回開催・16名参加 講義「20歳未満の人の飲酒問題について考える～大人が知っておくべき大事なこと～」 依存症の本人の体験談 講義「飲酒防止教室を実施するにあたって」 ・大阪府断酒会が開催する研修会に、講師として医師を派遣。</p>
61	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	アルコール依存症からの回復支援を行っている自助グループや関連団体の活動に対して市町村とも連携し支援を行う。	自助グループ・関連団体を対象にした人材育成及び啓発活動支援	依存症について取組む自助グループ及び民間団体等の活動を支援する（補助金事業）	<p>【健康医療部（地域保健課）】 依存症早期介入・回復継続支援事業を実施。 16事業を選定し、うち5事業がアルコール依存症に関する取組みを実施。</p>
62	32	第4章	(9)民間団体の活動支援	啓発事業や研修会を自助グループと連携して実施し、自助グループの役割について啓発する機会とする。	啓発事業や研修会を自助グループと連携して実施し、自助グループの活動や役割についても啓発する	アルコール関連問題啓発週間やOAC交流イベント等を通じて、自助グループの活動や役割について啓発を行う	<p>【大阪府警察本部（交通部交通総務課）】 ・大阪府断酒会等の民間団体と連携した広報啓発活動を実施</p> <p>【健康医療部（保健所）】 ・11月に自助Gと連携したミニフォーラムを開催 府保健所 1か所 計1回 ・11月にロビー等を活用して自助Gと連携した啓発を実施 府・中核市保健所 4か所 4回</p> <p>【健康医療部（こころの健康総合センター）】 ・こころCが実施する研修会において、民間団体及び自助グループより体験と活動内容の報告等を依頼（7回）。</p>

No.	ページ数	取組の具体的内容			アルコール健康障がい対策推進計画に基づく施策の具体的な取組	取組（事業）内容	【令和5年度】 取組状況
		項目					
		大	中	小			
63	32	第4章	(10)人材育成	大阪府こころの健康総合センターや保健所等において、地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関(高齢福祉・生活福祉・障害福祉等)に対して人材育成のために研修を実施する。	医療機関・関係機関向け研修会の実施	医療機関、市町村等行政機関、相談支援機関を対象にアルコール健康障がい等に関する研修会等を実施する	<p>【健康医療部(保健所)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等職員や地域支援者対象の研修会を開催 府・中核市保健所 8か所 計8回</li> </ul> <p>【健康医療部(こころの健康総合センター)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベシック研修 1回開催及びオンデマンド配信・145名参加</li> <li>飲酒防止教育普及研修 1回開催・16名参加</li> <li>依存症相談対応・基礎研修(A-1) 3回開催・314名参加</li> <li>依存症相談対応・実践研修(A-2) 1回開催・18名参加</li> <li>依存症相談対応・強化研修(A-3) 2回開催・48名参加</li> <li>依存症医療研修(「アルコール依存症」をテーマとした回) 1回開催 43名参加</li> <li>依存症相談対応 人材養成テキスト動画版 依存症の相談対応についていつでも学ぶことができるように、人材養成テキストを動画化したものを継続して公開</li> <li>他部局が開催する市町村相談窓口を対象とした研修会等で依存症についてや相談窓口の情報提供を実施。</li> </ul>
64	32	第4章	(11)調査研究の推進	国における調査研究や先進事例等の情報提供を通じて、府におけるアルコール健康障がい対策の充実に資する実態把握や、調査研究の取組みを推進する。	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	国における調査研究や先進事例等の情報収集、府におけるアルコール健康障がい対策に関する実態把握や調査研究の取組みの実施	<p>【健康医療部(こころの健康総合センター)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度実施「健康と生活に関する調査(ギャンブル等依存症の実態調査)」の中で、飲酒習慣とギャンブル等依存の関連性について調査。</li> <li>都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議に出席。</li> </ul>
65	32	第4章	(11)調査研究の推進	地域におけるアルコール健康障がいに関する取組を情報収集、分析、発信する。	地域でのアルコール健康障がいの取組についての情報収集・発信	地域の関係機関・医療機関のアルコール健康障がいの取組状況等について情報収集及び分析し、発信する	<p>【健康医療部(こころの健康総合センター)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大阪アディクションセンターのメーリングリストを活用し、自助グループの取組みなどの情報を発信。</li> <li>大阪アディクションセンター加盟機関・団体の連携支援を目的に、各機関・団体の取組状況を収集し、「大阪アディクションセンター加盟機関・団体活動状況冊子」を更新。</li> <li>大阪アディクションセンター加盟機関・団体に呼びかけ、アルコール関連問題啓発週間の各取組みを収集し、大阪府のホームページに掲載。</li> </ul>